第

3867

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年10月23日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ コンパニオンの派遣業者に支払う報酬

Q:会社のパーティーにコンパニオンを呼びました。この費用を派遣会社に支払う際に は源泉徴収が必要ですか?

A:コンパニオンの派遣会社に支払う報酬 は源泉徴収の必要がありません。

【解説】

コンパニオンやホステスなど、ホテルや旅館 その他飲食をする場所において接客等を行う 者に対する報酬・料金は、租税特別措置法41条 の20の規定により、所得税法204条1項6号の 報酬・料金とみなされ、源泉徴収の対象となっ ています。

しかしながら、コンパニオン等に対する報酬等についての源泉徴収義務者は、コンパニオン等に報酬等を支払う派遣業者とされていますので、コンパニオン等の派遣会社に報酬等を支払われるときは、源泉徴収する必要がありません。

もちろん、派遣会社がコンパニオン等に報酬 を支払う場合には、支払いの際に源泉徴収が必 要です。

なお、コンパニオン等の役務提供の場所は、ホテルや旅館その他飲食をする場所に限定されているわけではありませんので、会社内であったり、臨時に設けられた場所であっても、取扱いは同じです。







